

春日井市告示第 153 号

令和 5 年第 5 回春日井市議会定例会において議決を経た令和 5 年度春日井市一般会計補正予算ほか 2 件の要領は、次のとおりである。

令和 5 年 12 月 19 日

春日井市長 石 黒 直 樹

令和5年度春日井市一般会計補正予算（第6号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ796,845千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ119,504,803千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		18,499,832	126,750	18,626,582
	1 国庫負担金	14,844,273	126,750	14,971,023
17 県支出金		8,519,718	3,669	8,523,387
	2 県補助金	2,475,357	3,669	2,479,026
20 繰入金		6,243,374	511,456	6,754,830
	1 繰入金	6,243,374	511,456	6,754,830
22 諸収入		3,543,339	28,970	3,572,309
	5 雑収入	2,581,705	28,970	2,610,675
23 市債		11,216,400	126,000	11,342,400
	1 市債	11,216,400	126,000	11,342,400
歳入合計		118,707,958	796,845	119,504,803

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		458,150	3,111	461,261
	1 議会費	458,150	3,111	461,261
2 総務費		10,504,148	266,298	10,770,446
	1 総務管理費	8,527,098	243,812	8,770,910
	2 徴税費	1,006,435	5,680	1,012,115
	3 戸籍住民基本台帳費	633,215	28,520	661,735
	4 選挙費	240,218	△ 13,000	227,218
	5 統計調査費	27,437	700	28,137
	6 監査委員費	69,745	586	70,331
3 民生費		54,160,748	382,053	54,542,801
	1 社会福祉費	28,512,923	52,927	28,565,850
	2 児童福祉費	20,391,599	145,726	20,537,325
	3 生活保護費	5,254,726	183,400	5,438,126
4 衛生費		13,374,761	35,520	13,410,281
	1 保健衛生費	6,619,172	18,900	6,638,072
	3 清掃費	6,385,884	16,620	6,402,504
6 農林水産業費		341,931	5,223	347,154
	1 農業費	294,590	5,223	299,813

款	項	補正前の額	補正額	計
7 商 工 費		2,896,953	1,780	2,898,733
	1 商 工 費	2,896,953	1,780	2,898,733
8 土 木 費		11,644,032	12,114	11,656,146
	1 土 木 管 理 費	973,198	250	973,448
	3 河 川 費	536,532	△ 1,420	535,112
	4 都 市 計 画 費	7,904,395	10,229	7,914,624
	5 住 宅 費	373,874	3,055	376,929
9 消 防 費		5,118,666	7,740	5,126,406
	1 消 防 費	5,118,666	7,740	5,126,406
10 教 育 費		11,883,428	83,006	11,966,434
	1 教 育 総 務 費	1,539,361	19,600	1,558,961
	2 小 学 校 費	3,109,808	6,300	3,116,108
	3 中 学 校 費	1,369,776	2,984	1,372,760
	4 社 会 教 育 費	2,682,082	51,520	2,733,602
	5 学 校 給 食 費	3,182,401	2,602	3,185,003
歳 出 合 計		118,707,958	796,845	119,504,803

第 2 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
総務費	総務管理費	西部ふれあいセンター 冷温水発生機更新工事	140,000
民生費	児童福祉費	大手子どもの家整備	3,600
土木費	道路橋りょう費	道風線地下道排水ポンプ更新工事	32,800

第 3 表 債務負担行為補正

追加

(単位：千円)

事項	期間	限度額
大手子どもの家借上	令和6年度～令和11年度	70,000
市道整備事業	令和6年度	140,000

第 4 表 地方債補正

変 更

(単位：千円)

起債の目的		補 正 前				補 正 後						
		限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起債の 方 法	利 率	償 還 の 方 法			
総務債	庁舎等 整備事業	151,600	普貸又証発 通借は券行	4.0%以 内(ただ し、利率 見直し 方式で 借り入 れる政 府資金 及び地 方公共 団体の 金融機 構資金 につい て、利 率の見 直しを 行った 後にお いては 、当該 見直し 後の利 率)	政府そ 他の金 融機関 の資金 につい ては、 その融 資条件 による 。ただ し、財 政の都 合によ り据置 期限及 び償還 期限を 短縮若 しくは 繰上償 還又は 低利に 借り換 えるこ とがで きる。	277,600	補前同	正に じ	補前 同	正に じ	補前 同	正に じ

令和5年度春日井市一般会計補正予算（第7号）

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,172,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ121,677,603千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		3,330,789	491,030	3,821,819
	1 地方交付税	3,330,789	491,030	3,821,819
16 国庫支出金		18,626,582	2,172,800	20,799,382
	2 国庫補助金	3,586,990	2,172,800	5,759,790
20 繰入金		6,754,830	△ 491,030	6,263,800
	1 繰入金	6,754,830	△ 491,030	6,263,800
歳入合計		119,504,803	2,172,800	121,677,603

歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		54,542,801	2,172,800	56,715,601
	1 社会福祉費	28,565,850	2,172,800	30,738,650
歳出合計		119,504,803	2,172,800	121,677,603

令和5年度春日井市春日井市民病院事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度春日井市春日井市民病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和5年度春日井市春日井市民病院事業会計予算（以下「予算」という。）

第2条第4号に定めた資産整備費の業務の予定量を次のとおり改める。

(4) 主要な建設改良事業	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
資産整備費	608,664千円	231,000千円	839,664千円

（収益的支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
第1款 病院事業費用	20,197,497千円	353,741千円	20,551,238千円
第1項 医業費用	19,568,303千円	325,601千円	19,893,904千円
第2項 医業外費用	629,191千円	28,140千円	657,331千円

（資本的支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「不足する額 1,479,669 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,477,640 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,029 千円」を「不足する額 1,710,669 千円は、過年度分損益勘定留保資金 1,707,947 千円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 2,722 千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,769,903 千円	231,000 千円	2,000,903 千円
第1項 建設改良費	717,234 千円	231,000 千円	948,234 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第7条第1号に定めた経費の金額を次のとおり改める。

	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	9,888,154 千円	244,601 千円	10,132,755 千円

(たな卸資産購入限度額の補正)

第6条 予算第9条中「4,584,800 千円」を「4,673,900 千円」に改める。

(重要な資産の取得の補正)

第7条 予算第10条の表に次のように加える。

器 械 備 品	手術支援ロボット	一 式
---------	----------	-----

令和5年度春日井市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度春日井市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第2条 令和5年度春日井市水道事業会計予算第11条を第12条とし、第6条から第10条までを1条ずつ繰り下げ、第5条の次に次の1条を加える。

（債務負担行為）

第6条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位：千円）

事 項	期 間	限 度 額
上水道送水管布設工事 （神屋町外1町）	令和6年度	297,500
上水道配水管布設替工事 （白山町その2）	令和6年度	123,600
上水道配水管布設替工事 （神屋町）	令和6年度	118,800
水道料金等納入通知書等 作成業務	令和6年度	16,500